

平成三十年法律第三十七号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

(目的)

この法律は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下していることに鑑み、地域における大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の振興及び若者の雇用機会の創出のための措置を講ずることにより、地域における若者の修学及び就業を促進し、もって地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、国、地方公共団体及び大学の相互の密接な連携並びに事業者の理解と協力の下に、若者にとって魅力ある修学の環境の整備及び就業の機会の創出を図ることを旨として、行わなければならない。

2 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第二百三十六号）の基本理念に基づき行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に地域における若者の修学及び就業を促進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 地方公共団体は、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策で大学に係るものと、大学の自主性及び自律性その他の大学における教育研究の特性に配慮しなければならない。

(基本指針)

第四条 内閣総理大臣は、地域における若者の修学及び就業を促進するため、地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業

の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出（以下「地域における大学振興・若者雇用創出」という。）に関する法律

（以下この条及び次条において「基本指針」という。）を定めなければならない。

(基本指針における事項)

第一項第一号に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域における大学振興・若者雇用創出の意義及び目標に関する事項

二 地域における大学振興・若者雇用創出のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 地域における大学振興・若者雇用創出のために地方公共団体が重点的に取り組むことが必要な課題に関する基本的な事項

四 地域における大学振興・若者雇用創出に関する地方公共団体、大学、事業者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する計画の同条第六項の認定に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域における大学振興・若者雇用創出の推進のために必要な事項

(計画の認定)

第六条 地方公共団体は、単独で又は共同して、基本指針に基づき、内閣府令で定めるところに規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業（第四項において「まち・ひと・しごと創生特定事業」という。）であつて地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業

（以下この条及び第十条第一項において「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。）に関する計画（以下「計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

(計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。)

2 計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 計画の区域

二 計画の目標

三 計画の内容に関する次に掲げる事項

イ 若者にとって魅力があり、地域の中核的な産業の振興に資する教育研究の活性化を図るために、大学が行う取組に関する事項

ロ 地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために、大学及び事業者が協力して行う取組に関する事項

ハ 地域における事業活動の活性化その他の事業者が行う若者の雇用機会の創出に資する取組に関する事項

四 地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する地方公共団体、大学、事業者その他の関係者相互間の連携及び協力に関する事項

五 計画期間

六 その他内閣府令で定める事項

(計画の認定)

第七条 内閣総理大臣は、第五条第六項の認定を受けた計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」といいう。）の適正な実施を確保するために必要な措置を定めなければならない。

2 前条第五項から第九項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

(報告の微収)

（認定を受けた計画の変更）

第六条 地方公共団体は、前条第六項の認定を受けた計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第五項から第九項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

(報告の微収)

（認定を受けた計画の変更）

第七条 内閣総理大臣は、第五条第六項の認定を受けた計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」といいう。）の適正な実施を確保するために必要な措置を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、大学の自主性及び自律性その他の大学における教育研究の特性に配慮する観点から必要と認めるときは、認定地方公共団体報告を求めることができる。

をいう。第十条第二項第一号において同じ。）が地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために行う事業に関する事項を記載することができる。

5 地方公共団体は、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議が作成する案に基づいて計画を定めるものとする。

6 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

7 基本指針に適合するものであること。

8 内閣総理大臣は、第六項の認定をしたときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に協議しなければならないこと。

9 地方公共団体は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知を受けたとき知しなければならない。

10 内閣総理大臣は、前項の認定を受けた計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

11 前条第五項から第九項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

設置又は整備に関し政令で定める相当程度の
準備が行われている場合
(政令への委任)

第四条 前条に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第五条 政府は、令和六年三月三十一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、令和十年三月三十一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。(处分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前十三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則（令和六年六月一四日法律第五〇号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。